

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年神奈川県公安委員会規則第6号）

（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第1項の規定に基づき、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たつて携帯する護身用具について、その携帯の禁止及び制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（携帯を禁止する護身用具）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たつて携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部分がないものに限る。）以外のものとする。

(1) 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。以下同じ。）

(2) 警戒じょう（その形状が円棒であつて、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。以下同じ。）

(3) 刺股

(4) 非金属製の盾

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがない護身用具

（警戒棒及び警戒じょうの携帯の制限）

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなどして集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合においては、警戒棒を携帯することができる。

第4条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒じょうを携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行つている施設のうち次に掲げる施設において行われるものに限る。）

ア 原子力関係施設

イ 領事館その他の外交関係施設

ウ 国会関係施設及び政府関係施設

エ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリストによる行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

オ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロリストによる行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

(3) 警備員等の検定等に関する規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

- この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定による届出をしている警戒棒及び警戒じょうが改正後の第2条第1号及び第2号の規定に適合しない場合における当該警戒棒及び警戒じょうについては、この規則の施行の日から起算して10年間に限り、改正前の第2条第2号の規定は、なおその効力を有する。